Ｒ８改正版

十日町市 すまい雪おろし安全対策支援事業　Ｑ＆Ａ

十日町市 都市計画課 建築住宅係

１．補助金の額の算出方法

【補助金の額の算出方法】 ※ 補助対象建物が複数棟ある場合は、棟毎に算出した額を合算

【一般世帯】

・補助率　　：　補助対象工事費の １／２　（千円未満 切捨て）

・補助上限額　：　１５万円／棟

【要援護世帯】

・補助率　　：　補助対象工事費の ９／１０（千円未満 切捨て）

・補助上限額　：　２７万円／棟

【補助金の額の算出方法（例）】　　【一般世帯の場合】

Ａ－①　補助対象となる建物が１棟の場合

建物	補助対象工事費	補助率			補助金額 **【上限:150,000 円／棟】**（千円未満 切捨て）
住宅	326,500 円	1/2	163,250 円	→	150,000 円／棟
補助金額　　合　計					**150,000 円**

Ａ－②　補助対象となる建物が複数棟の場合

建物	補助対象工事費	補助率			補助金額 **【上限:150,000 円／棟】**（千円未満 切捨て）
住宅	326,500 円	1/2	163,250 円	→	150,000 円／棟
付属屋１（車庫）	236,500 円	1/2	118,250 円	→	118,000 円／棟
付属屋２（物置）	130,700 円	1/2	65,350 円	→	65,000 円／棟
補助金額　　合　計					**333,000 円**

【補助金の額の算出方法（例)】　　【要援護世帯の場合】

Ｂ－①　補助対象となる建物が１棟の場合【要援護世帯】

建物	補助対象工事費	補助率			補助金額 **【上限:270,000 円／棟】** （千円未満 切捨て）
住宅	326,500 円	9/10	293,850 円	→	270,000 円／棟
補助金額　　合　計					**270,000 円**

Ｂ－②　補助対象となる建物が複数棟の場合【要援護世帯】

建物	補助対象工事費	補助率			補助金額 **【上限:270,000 円／棟】** （千円未満 切捨て）
住宅	326,500 円	9/10	293,850 円	→	270,000 円／棟
付属屋１（車庫）	236,500 円	9/10	212,850 円	→	212,000 円／棟
付属屋２（物置）	130,700 円	9/10	117,630 円	→	117,000 円／棟
補助金額　　合　計					**599,000 円**

【補助対象工事費における「諸経費」「値引き」】

Ｑ.「諸経費」や「値引き」は補助対象工事費に含まれますか。

Ａ.「諸経費」や「値引き」も補助対象工事費に含めることができます。

リフォーム工事や新築工事の一環で、「転落防止のための安全対策設備」の設置工事を実施する場合は、「全体の直接工事費」に対する「補助対象となる直接工事費」の割合で「諸経費」または「値引き」を算出し計上してください。

$$\text{計算式} = \frac{\text{補助対象となる直接工事費}}{\text{全体の直接工事費}} \times \text{全体諸経費（▲全体値引き）}$$

【補助金の変更交付申請】

Ｑ．補助金交付申請書を提出し、工事の着手後に補助対象工事費が変更となり、補助金額に変更が生じました。どのような手続きをすればいいですか。

Ａ．＜増額の場合＞　申請受付期間中の変更であれば、変更交付申請の受付が可能です。
　　申請受付期間終了後の変更交付申請はできません。
　＜減額の場合＞　変更が生じたら、速やかに変更交付申請の手続きをしてください。

２．補助対象

【申請者】

Ｑ．私は高齢者で所得がなく、設置工事を別居の息子にしてもらおうと考えています。別居している息子が補助金の申請をすることはできますか。

Ａ．補助金の「申請者」は、「設置工事を行う住宅に住んでいる人（住民登録をしている人）」または、「設置工事完了後に、補助対象の住宅に住む予定の人」に限ります。

なお、「設置工事完了後に、補助対象の住宅に住む予定の人」の場合は、指定された書類の他に、以下の書類を提出してください。

	提出書類
「交付申請書」 提出時	・「誓約書」 （工事完了後の住民票異動の意思を確認するため）
「実績報告書」 提出時	・異動後の「住民票」 （当該住宅に異動したことを確認するため）

【市外からの転入】

Ｑ．現在は市外に住んでいますが、市内の住宅に「転落防止のための安全対策設備」を設置した後に住みはじめたいと考えています。この場合は補助金を申請することはできますか。

Ａ．市外からの転入により安全対策工事を行う場合も、補助対象となります。

この場合、指定された書類の他に、以下の書類を提出してください。

	提出書類
「交付申請書」 提出時	・申請時に居住している市町村の「納税証明書」 （市税等の完納を確認するため） ・「誓約書」 （工事完了後の住民票異動の意思を確認するため）
「実績報告書」 提出時	・異動後の「住民票」 （当該住宅に異動したことを確認するため）

【補助対象の申請者・建物】

Q．数年前にこの補助制度を使って、「転落防止のための安全対策設備」を住宅に設置しました。その住宅の別棟の付属屋（車庫）について、「転落防止のための安全対策設備」を設置したいのですが、補助金を申請することはできますか。

Ａ．この補助制度は、「転落防止のための安全対策設備」を広く普及させることが目的です。そのため、過去にこの補助金を受けて整備した同一建物は、交付申請することはできません。

しかし、申請者は同じでも、別棟の付属屋であれば補助申請することができます。（住宅と一体に利用しているものに限る。）具体的には、以下のとおりです。

前回と同一の申請者	別棟の付属屋であれば、補助対象 （住宅と一体に利用しているものに限る。）
前回と異なる申請者 （同居親族 等）	

【二世帯住宅】

Q．二世帯住宅への設置工事を計画しているのですが、申請はどのようにすればいいですか。

Ａ．二世帯住宅であっても棟は１つであるため、棟全体を１戸として取扱うこととなります。住宅全体の代表者が申請をしてください。

【住宅と棟続きの車庫・倉庫等】

Q．車庫・倉庫が住宅と棟続きで一体になっているのですが、この部分も設置工事対象範囲としないと補助対象とならないのですか。

Ａ．車庫・倉庫等が住宅と棟続きで一体となっている場合は、その部分も含めて棟の全体で安全対策設備を設置することで、補助対象となります。（この場合は、住宅１棟としての申請となります。）

また、車庫・倉庫等が別棟（付属屋）である場合は、建物単位で補助対象となります。

【借家】

Q．借家は補助対象となりますか。

Ａ．戸建ての賃貸住宅への設置工事を貸主（かしぬし）が行う場合は補助対象外となります。
ただし、（自ら居住している）借主（かりぬし）が行う場合は補助対象となります。
この場合は、貸主（かしぬし）の同意が必要となります。「同意書」（任意様式）を交付申請時に提出してください。

【補助事業の工事着手の定義】

Q．工事着手前に「交付申請書」を提出することとなっていますが、工事着手とは具体的にどの時点のことですか。

Ａ．工事着手の定義は以下のとおりです。
（この工事の着手前に申請してください）

既存建物の改良	「転落防止のための安全対策設備」の設置工事
新築	「転落防止のための安全対策設備」の設置工事 （建物本体工事の着手は、 本補助申請に係る設置工事の着工には含めない）

【雪庇防止フェンスを兼ねた安全対策設備】

Q．住んでいる住宅に雪庇防止フェンスを設置したいのですが、補助対象になりますか。

Ａ．雪庇防止対策は補助対象工事ではないので、補助対象になりません。
ただし、雪庇防止フェンスを兼ねた「命綱固定アンカー（転落防止器具の取付金具）」の設置工事（屋根の水上部に設置するもののみに限る）であれば補助対象となります。
また、雪庇防止フェンスを兼ねた「転落防止柵」の設置工事（屋根の水上部・水下部を問わない）であれば補助対象となります。

【克雪すまいづくり支援事業（補助制度）との併用】

Q．住宅を落雪式屋根（融雪式屋根・耐雪式屋根）、別棟の付属屋を手掘式屋根とし「転落防止のための安全対策設備」を設置したいのですが、どのような申請手続きをすればいいですか。

Ａ．住宅部分の克雪化工事は、「克雪すまいづくり支援事業」で交付申請してください。
一方、別棟の付属屋（車庫・倉庫・物置 等）の「転落防止のための安全対策設備」の設置工事は、本補助制度「すまい雪おろし安全対策支援事業」で交付申請してください。
なお、それぞれの補助要件に合致するように計画をしてください。

３．条件の一部免除

【下屋根等における“代替え設備”による免除】

Q．住宅の一部に下屋部分があります。下屋の屋根に面した窓に手摺柵が既についており、その手摺柵に安全帯を架けることができます。上階大屋根についての「転落防止のための安全対策設備」の設置のみを補助対象とし、補助金を申請することができますか。

Ａ．原則、対象となる建物の屋根全面で安全対策設備を設置することが必要となります。
ただし、下屋根部分等において、屋根の水上側に「窓の手摺柵」「ベランダの手摺柵」「雪止めアングル」など、「命綱固定アンカー（転落防止器具の取付金具）」の代替えとなるものが堅固に設置されている場合は、その部分を安全対策済みとみなします。
「工事計画図（屋根伏図）」には、該当箇所に引き出し線で「既存代替設備（窓の手摺柵）有りのため免除」などと記載し、その「既存代替設備の写真」も交付申請時に提出してください。

４．要援護世帯

【要援護世帯を証明する書類】

Ｑ．要援護世帯の証明に必要な書類を教えてください。

Ａ．要援護世帯を証明する書類は、以下のとおりです。

・世帯全員の住民票

・障がい者世帯（世帯主が障がい者）の場合　：　障がい者手帳の写し

・ひとり親世帯の場合　：　戸籍の全部事項証明書

【要援護世帯の該当の変更】

Ｑ．交付申請書提出時は、要援護世帯ではありませんでしたが、工事着手後に、要援護世帯となりました。どのような手続きをすればいいですか。

Ａ．申請受付期間中の変更であれば、変更交付申請（増額）の受付が可能です。
申請受付期間終了後の変更交付申請はできません。